

# 収穫調査委託契約書(案)

発注者 分任支出負担行為担当官 置賜森林管理署長

と受注者

とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月24日に交付した収穫調査委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	置賜森林管理署 令和8年度置賜森林管理署収穫調査業務委託1号
案件内容・仕様	契約条項のとおり
契約金額 (税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
履行期間	契約締結日の翌日 ~ 令和09年01月20日
履行場所	石滝外2字足駄山外4 国有林外
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し長期にわたって当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 08 年 月 日

発注者 分任支出負担行為担当官  
置賜森林管理署長

受注者

## 契約条項

第1条 本契約の調査等の内訳は別紙1「調査内訳書」のとおりとする。

第2条 本契約に係る特記事項は別紙2「特約事項（収獲調査委託）」のとおりとする。

## 調査内訳書

整理 番号	担当区	調査箇所		予定面積 (ha)	予定材積 (m <sup>3</sup> )	伐採方法	伐採率 (%)	調査方法	備 考
		林名区分	林小班						
1	舟渡	国有林	15は	0.8	432	皆伐	100	標準地(簡標)	カラマツ
2	舟渡	国有林	15と	1.72	927	皆伐	100	標準地(簡標)	GNSS カラマツ
3	舟渡	国有林	37い3	0.84	59	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	37い5襲用
4	舟渡	国有林	37い5	1.66	21	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
5	舟渡	国有林	37に	3.66	989	複層伐(帯)	50	標準地(簡標)	
6	舟渡	国有林	37は1	0.28	1	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
7	舟渡	国有林	37ほ	0.82	18	択伐	30	精密每木	
8	舟渡	国有林	38む	1.58	28	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
9	舟渡	分収造林	38φ4	6.08	214	定間(簡標)	25	直径每木	
10	舟渡	分収造林	38φ5	4.71	191	定間(簡標)	25	直径每木	
11	舟渡	国有林	39い1	2.07	240	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
12	舟渡	国有林	39い2	1.55	76	択伐	30	精密每木	GNSS
13	舟渡	国有林	39ほ1	0.50	162	皆伐	100	標準地(簡標)	
14	舟渡	国有林	39へ	6.12	571	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
15	舟渡	国有林	39へ1	1.26	121	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	39へ襲用
16	小国	国有林	45い	1.64	737	皆伐	100	標準地(簡標)	GNSS
17	小国	国有林	45ね	1.31	760	皆伐	100	標準地(簡標)	GNSS
18	小国	国有林	45ら	0.50	212	皆伐	100	標準地(簡標)	
19	小国	国有林	47-1へ	1.94	272	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
20	小国	国有林	47-1へ1	1.46	229	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	47-1へ襲用
21	小国	国有林	47-1ち	0.55	91	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
22	小国	国有林	47-1ち1	0.55	92	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
23	小国	国有林	47-1む	1.30	63	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
24	小国	国有林	47-2ろ	0.34	1	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
25	小国	国有林	47-2ろ1	0.78	99	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
26	小国	国有林	47-2ろ2	2.29	335	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
27	小国	国有林	47-2ろ3	0.44	81	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
28	叶水	国有林	69ら	1.04	583	皆伐	100	標準地(簡標)	GNSS
29	叶水	国有林	69ら1	1.80	627	皆伐	100	標準地(簡標)	GNSS
30	叶水	分収造林	70に	1.41	564	皆伐	100	直径每木	
31	叶水	国有林	81つ	0.68	40	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
32	叶水	国有林	81つ2	0.20	21	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
33	叶水	国有林	81う2	2.83	71	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
34	叶水	国有林	81う3	1.37	28	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	81う2襲用
35	小国	国有林	88な	10.96	1,511	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
36	小国	国有林	88な2	0.78	95	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	88な襲用

整理 番号	担当区	調査箇所		予定面積 (ha)	予定材積 (m <sup>3</sup> )	伐採方法	伐採率 (%)	調査方法	備 考
		林名区分	林小班						
37	小国	国有林	88う	10.34	1,513	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	88な襲用
38	小国	国有林	88<1	1.03	366	皆伐	100	標準地(簡標)	GNSS
39	小国	国有林	88ま	1.66	221	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
40	小国	国有林	88わ	1.47	478	皆伐	100	標準地(簡標)	GNSS
41	小国	国有林	88わ1	0.50	96	皆伐	100	標準地(簡標)	
42	小国	国有林	88わ2	0.34	117	皆伐	100	標準地(簡標)	
43	小国	国有林	91-2い	0.57	317	皆伐	100	標準地(簡標)	
44	小国	国有林	91-2い1	1.81	1,078	皆伐	100	標準地(簡標)	GNSS
45	小国	国有林	91-2ろ	0.84	564	皆伐	100	標準地(簡標)	
46	小国	国有林	91-2ろ1	0.60	404	皆伐	100	標準地(簡標)	
47	玉川	国有林	102ほ	4.62	167	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
48	玉川	国有林	102へ1	2.33	347	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
49	玉川	国有林	102へ2	2.25	257	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
50	玉川	国有林	102へ3	0.73	74	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	102へ2襲用
51	玉川	国有林	102と	5.21	868	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
52	玉川	国有林	102ち1	4.28	554	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
53	玉川	国有林	102ち2	1.38	236	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
54	玉川	国有林	110は	4.37	880	複層伐(帯)	50	標準地(簡標)	
55	玉川	国有林	111い	0.91	208	複層伐(帯)	50	標準地(簡標)	
56	玉川	国有林	111ち	2.31	191	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
57	玉川	国有林	111ち1	0.71	22	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
58	玉川	国有林	111に	1.23	49	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	111は襲用
59	玉川	国有林	111は	3.63	131	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
60	玉川	国有林	111は1	1.04	259	複層伐(帯)	50	標準地(簡標)	
61	玉川	国有林	111は2	0.30	59	複層伐(帯)	50	標準地(襲用)	110は襲用
62	玉川	国有林	111は3	0.70	74	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
63	玉川	国有林	111は4	2.70	332	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
64	玉川	国有林	111は5	1.32	134	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
65	玉川	国有林	111ろ	3.43	960	複層伐(帯)	50	標準地(襲用)	110は襲用
66	玉川	国有林	112は1	1.05	100	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	112は3襲用
67	玉川	国有林	112は2	2.64	296	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
68	玉川	国有林	112は3	7.82	1,498	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
69	玉川	国有林	112は4	2.45	76	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	112は3襲用
70	玉川	国有林	112は5	2.53	72	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	112は3襲用
71	玉川	国有林	112に	0.85	54	択伐	30	精密毎木	
72	米沢	分収造林	202か	1.25	741	皆伐	100	直径毎木	
73	米沢	国有林	208と	1.23	462	複層伐(帯)	50	標準地(襲用)	208ち襲用
74	米沢	国有林	208ち	3.05	1,100	複層伐(帯)	50	標準地(簡標)	

整理 番号	担当区	調査箇所		予定面積 (ha)	予定材積 (m <sup>3</sup> )	伐採方法	伐採率 (%)	調査方法	備 考
		林名区分	林小班						
75	米沢	国有林	208り	2.24	791	複層伐(帯)	50	標準地(襲用)	208ち襲用
76	米沢	国有林	208ぬ	0.55	73	複層伐(天)	50	精密毎木	アオモリドマツ
77	米沢	国有林	208か	0.66	260	複層伐(帯)	50	標準地(簡標)	
78	米沢	国有林	208れ	2.32	120	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
79	米沢	国有林	208そ	0.99	239	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	208れ襲用
80	米沢	国有林	208う	1.64	95	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	208れ襲用
81	米沢	国有林	215-1ろ	1.04	188	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
82	米沢	国有林	215-1に	0.48	82	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
83	米沢	国有林	215-1ほ	0.45	78	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	215-1に襲用
84	米沢	国有林	215-1わ	5.00	184	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	複層林 上層木間
85	玉庭	国有林	243り	2.24	936	複層伐(帯)	50	標準地(簡標)	
86	玉庭	国有林	243り1	1.17	412	複層伐(帯)	50	標準地(襲用)	243り襲用
87	玉庭	国有林	243る	3.91	751	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	243よ襲用
88	玉庭	国有林	243わ	4.69	201	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
89	玉庭	国有林	243よ	4.86	933	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
	合計			185.54	31,260				

特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第 11 条により対応する。